

# 総合型クラブ新聞

〒920-0937  
金沢市丸の内3番3号  
Tel.261-8128 Fax.261-8893

## 総合型クラブの強みを生かした

### 指定管理者制度を考える

#### 「指定管理者制度」とは？

2003年の地方自治法の改正により、従来は、公共団体、公共的団体および政令で定める出資法人に限り許されていた「公の施設」の管理が、「法人その他の団体であつて、当該普通地方公共団体が指定するもの」でも管理できるようになりました。

つまり、「公の施設」の管理運営を、地方公共団体の指定した民間企業やNPO法人などでもできるようになりました。（地方自治法 第244条の2）

「指定管理者制度」が導入され、大きく2つのことが変わりました。

まず1つは、「公の施設」の管理運営が、株式会社などの民間企業や、NPO法人、さらには法人格を持たない民間団体などでもできるようになったこと。（ただし、原則として、個人には認められません）。

2つ目は、単なる業務の委託ではなく、施設全体の維持管理や利用料金の設定など、これまで自治体が行っていた業務までできるようになったこと。

#### 期待される効果

##### 行財政の効率化

- ・コストの削減
- ・収入増（施設利用者・プログラム参加者・物品等売上げ）

##### 住民サービスの向上

- ・ホスピタリティ（接客・説明・掲示）あるサービス
- ・利用しやすくなる（時間帯・ルール・用品の工夫）
- ・ふんだんなプログラムの数と種類と質

##### 経済の活性化・雇用の創出

- ・地域の経済（地元企業や住民組織との連携、地元調達）
- ・地元雇用の創出

#### 「総合型クラブ」と「指定管理者」

「総合型地域スポーツクラブ（以下総合型クラブ）はあらゆる可能性を秘めている」という言葉をよく耳にします。

実際、地域住民が自主的にスポーツ活動をプランニングし、自立した活動をする訳ですから、住民の社会参加が増加し、地域の活性化につながるなど、あらゆる可能性を秘めていることは関わっておられる皆様が実感されていることだと思います。また、総合型クラブの関係者や会員の中には、その地域の様々な分野での人材が存在していることは総合型クラブには大きな強みとなることもあります。

そのような中、「指定管理者制度」という新たな仕組みが打ち出され、多くの市町村もこのような総合型クラブの可能性に注目していることも事実です。その結果、「特例」で指定管理者を総合型クラブに指名してしまうという出来事が多々見られるようになりました。行政と総合型クラブはある種の「相思相愛」関係になりやすいように思います。

総合型クラブの強みを感じ、もし指定管理者に応募する意向がある場合、クラブのミッションやビジョンを再度良く共通理解し、その上で、クラブの活動と指定管理者の「両立」という論議をクラブ内で充分に行うことをお勧めします。現実的に施設管理にスタッフの比重が大きく割られるため、総合型クラブの本質であるクラブ活動がおろそかになることが、多々見られます。このような場合、指定管理者としてふさわしいかどうかという論議が出されても仕方がありませんし、従来の総合型クラブが果たす役割がなされないことにもつながります。

クラブ単独で指定管理者になるのが難しい状況である場合、企業や公共団体とコンソーシアムを組んで、お互い無いものを補い合う方法をきちんと分け合うLLP (Limited Liability Partnership)制度といった、より現実的な道もあるのではないのでしょうか。施設管理するためのノウハウを勉強して行く必要もありますし、そのような「壁」を打破る体力をクラブが持っていることが、重要ではないでしょうか。



## 指定管理者の事例

### モア・スポーツクラブ加賀

設立予定：2007年3月  
 指定管理：セミナーハウスあいらず（〒922-1043 加賀市山田町243 加賀市中央公園内）  
 加賀市山田町243 加賀市中央公園内  
 受託料：1300万円/年間  
 指定管理期間：平成18年4月1日～平成23年3月31日

平成11年にできた生涯学習施設は、平成18年度より、市所有で民間が運営を行う指定管理制度の運用により、さらに親しみが感じやすくなりました。モアスポーツクラブ加賀は、設立前からあいらずの指定管理者となり、昨年に比べて約2.5倍の収入を上げています。

スポーツ、文化教室、そしてあいらずの施設管理という三本柱で活動し、「楽しくやる」を第一に市民の生涯スポーツを提供しています。

また、地域においても、趣味やサークルの拠点にあいりずを位置付けることも有効で、人に教える資格を持つもの、会場の確保がネックな人に、ひろく同館を趣味やサークルの拠点として活用し、花やパソコン、外国語など同館は多くの学習メニューを揃え、利用者のニーズに応えています。

清掃から保守まで広くこなすスタッフは女性が主力で、全6名でほぼ無休の同館を運営しています。今後はいかに稼働率をあげてゆき、また市民の文化・スポーツの拠点として認知と存在感を高め、お客様に必要とされる施設であり続けるために、常にスタッフが考え行動していくよう努力しています。



## NPO法人クラブレッツ

設立：2002年5月18日  
 指定管理：宇ノ気新化館、宇ノ気体育館（〒929-1123 かほく市森レ1番地）  
 1123かほく市森レ1番地  
 受託料：470万円/年間  
 指定管理期間：平成18年4月1日～平成19年3月31日  
 ※平成19年4月より5年契約

現在、クラブレッツは、宇ノ気中学校に隣接する宇ノ気体育館内1階のクラブハウスにクラブの事務局を置き、活動をしています。そこには、スタジオやサロン、託児室、室内練習場があり、多様なプログラム（エアロビクス、ヨガ、太極拳、ピラティス、フラダンス、幼児体操教室、バレエなど週約30本）を低料金（月2,800円）で市民の方に提供しています。そこには、20代から60代の女性や子どもたちを中心に交流、つどいの場として活用されています。また、宇ノ気体育館の指定管理者として、体育館の維持管理を市から委託を受けています。利用料金は採用されておらず、使用料は市に納めています。現在、クラブの収入における自主財源率は95%を占めておりますが、来年度からは市の補助金も受けられなくなる予定です。専従職員1名、パート3名、アルバイト7名体制で笑顔とおもてなしを大切にしながら、多くの地域の方に使っていただける施設と喜ばれるプログラムを提供し、地域に愛されるクラブをめざして、日々地域の方の知恵と力をお借りしながら取り組んでいます。



#### 編集後記

「指定管理者制度」という言葉を聞くと何だか難しそう、私たちには到底無理だろう、と尻込みするかもしれません。しかし、指定管理を受けることによりスタッフを雇用でき、新事業が展開できれば新たに収入が生まれます。クラブとして大きく飛躍できるチャンスです。この機会に地元自治体に募集の予定がないか聞いてみてはどうでしょうか。